

1 1. 工事検査

- 1 給水装置の検査は、「条例」、「施行規程」及び「業者規程」に基づき検査を行う。
- 2 検査には、原則、主任技術者が立ち会うものとする。（法第 25 条の 9）
- 3 検査の種類は、「中間検査」、「完成検査」及び「再検査」とする。
- 4 主任技術者は、水道部の完成検査を受ける前に、当該施行指針「給水装置工事自社検査報告書」により、自社検査を行うものとする。
- 5 主任技術者は、竣工図等の書類検査又は現地検査により、給水装置が「構造及び材質の基準」に適合していることを確認しなければならない。
- 6 給水装置の使用開始前に管内部を洗浄するとともに、通水試験、耐圧試験及び水質試験（残留塩素測定等）を行うものとする。
- 7 指定工事業者は、完成検査合格後、申込者に対して給水装置の引渡しを行うとともに、その使用方法及び管理上の義務等について十分理解を得るように説明しなければならない。

1 検査の種類

(1) 中間検査

ア 内部検査

完成検査時に確認が困難な埋設配管及び建物の内部隠ぺい配管等の検査をいう。

イ 分岐検査

分岐・停水工事を伴う場合、現場の分岐及び停水状況を確認する検査をいう。

(2) 完成検査

完成検査は、工事完成時における現地検査及び書類検査をいう。

(3) 再検査

再検査とは、中間検査及び完成検査において、不適合な部分がある場合に再度行う検査をいう。

2 中間検査

中間検査の項目は次のとおりとする。

(1) 内部検査

ア 性能基準適合品が使用されていること。

イ 所定の埋設深度が確保されていること。

ウ 配水管の水圧に影響を及ぼすおそれのあるポンプに直接連結されていないこと。

エ 筐、柵類に傾きがないこと及び設置基準に適合していること。

オ 水抜栓の逆取付け、片寄りがなく、水平に取付けられていること。

カ 配管の口径、経路、構造等が適切であること。

キ 家屋の主配管は、構造物の下の通過をさけていること。

ク 水の汚染、破壊、侵食、凍結等を防止する為の適切な措置がなされていること。

ケ 水の逆流を防止する為の適切な措置がなされていること。

コ クロスコネクションがないこと。

サ 適切な接合が行われていること。

(2) 分岐検査

- ア 分岐工事に従事する者は、省令第 36 条第 1 項第 2 号に基づく、技能を有する者であることを確認すること。
- イ 性能基準適合品が使用されていること。
- ウ 適切な接合が行われていること。
- エ 所定の埋設深度が確保されていること。
- オ 設計図面と整合すること。
- カ 配水管への取付口の位置が適切であること。
- キ 分岐工法が適切であること。
- ク 分岐工法に適合する機械器具が使用されていること。
- ケ 被分岐管の管種、口径に適した給水用具が使用されていること。
- コ 適切な分岐止めの措置が講じられていること。
- サ 一定の水圧による耐圧試験で、漏水及び抜けなどがないこと。

3 完成時の提出書類

- (1) 図面表示基準で作成した図面
- (2) 完成時における給水装置新設等材料調書
- (3) 給水装置工事自社検査報告書
- (4) 工事記録写真
- (5) メーター出庫がある場合は、出庫伝票及び新設開栓票
- (6) 受水槽を設置した場合は以下の書類を提出すること。
 - ア 受水タンク設置記録台帳
 - イ 受水槽以下完成図面
 - ウ 受水槽廻り配管図面
 - エ 受水槽断面図（吐水口空間を明示したもの）
 - オ 完成時における受水槽以下使用材料調書

4 完成検査

完成検査の項目は以下のとおりとする。

(1) 書類検査

ア 完成図面

検査項目	検査の内容
平面図 及び 立体図	<ul style="list-style-type: none"> ・方位が正確に記入されていること。 ・建物の位置、構造がわかりやすく記入されていること。 ・道路種別、現状に合わせた隣接住宅等付近の状況がわかりやすく記入されていること。 ・隣接家屋の境界が記入されていること。 ・配水管の管種、口径、整理番号（1/500 台帳、私有管台帳、水道情報管理システム）が記入されていること。 ・オフセットが記入されていること。 ① 本管から官民境界まで ② 本管の埋設深度 ③ 仕切弁及び止水栓から官民境界、隣地境界又は付近構造物まで ④ メーターから官民境界、隣地境界又は付近構造物まで ・平面図と立体図が整合していること。 ・隠ぺいされた配管部分が明記されていること。 ・給水栓数を確認すること。 ・表示基準（シンボル）が設定されていない給水用具等が、文字で表示されていること。 ・各部の材料、口径及び延長が記入されており、かつ、 <ul style="list-style-type: none"> ① 給水管及び給水用具は、性能基準適合品が使用されていること。 ② 「構造及び材質の基準」に適合した適切な施工方法がとられていること。 （水の汚染、破壊、侵食、逆流、凍結防止等対策の明記）

イ 給水装置新設等材料調書

工事完成時における使用材料が正確に記入されていること。

ウ 給水装置工事自社検査報告書

工事に該当する項目が正確にチェックされていること。

エ 工事記録写真

工事記録写真には所定の表紙（別記様式）を添付し、各写真には、業者名、承認番号、施工月日、施工内容を記入した表示板を入れるとともに、工事内容により下記の作業工程を撮影すること。

a 配水管からの給水管分岐工事がある場合

道路掘削箇所の掘削前（現場状況が確認できるよう背景を入れること）

配水管からの給水管分岐状況（深度確認用スタッフ入り）

b 分岐止め又は分水止めがある場合

道路掘削箇所の掘削前（現場状況が確認できるよう背景を入れること）

埋戻し完了状況（道路管理者の指示写真は別途）

分岐止め又は分水止め施工前、後の状況

c 既設止水栓又は既設仕切弁に接続する場合

既設止水栓又は既設仕切弁への接続前、接続後の状況（埋設深度確認用スタッフ入り）

- d 宅地内配管がある場合
 - 宅地内給水管の埋設状況（埋設深度確認用スタッフ入り）
 - 止水栓、及び逆流防止弁、減圧弁等がある場合はその取り付け状況
- e 建物内部への給水がある場合
 - 基礎貫通部分の配管状況
 - 水抜栓、浸透柵の設置状況
 - 2階以上への立ち上がり管の設置状況
 - 給湯器等を取り付ける場合は、各器具の設置後の状況
 - シスターンを取り付ける場合は、設置後の状況
- f 水圧試験実施時の状況（テストポンプ、圧力計などを入れた全景とゲージ拡大）
- g 受水槽を設置した場合
 - 設置状況及び受水槽廻り配管状況
 - 逆流防止弁、定水位弁及びフレキシブルジョイントの設置状況
 - 吐水口空間(吐水口と越流面との位置関係をスタッフ等で明示する)
- h 特殊器具がある場合
 - 器具及び逆流防止弁等の設置状況
- i その他さや管、錯綜管、特殊継手等必要と思われる箇所の設置状況

(2) 現地検査

検査種別及び検査項目		検査の内容
屋外	オフセット	・ 正確に測定されていること。
	メーター メーター用 止水栓	・ メーターは、逆取付け、片寄りがなく、水平に取り付けられていること。 ・ メーターの検針、取替え作業に支障がないこと。 ・ 止水栓の操作に支障がないこと。 ・ 止水栓は、逆取付け及び傾きがないこと。
屋外	埋設深さ	・ 所定の深さが確保されていること。
	管延長	・ 竣工図面と整合すること。
	筐・柵類	・ 傾きがないこと、及び設置基準に適合すること。
	止水栓	・ スピンドルの位置が筐の中心にあること。
	復旧	・ 道路等の復旧が適切に行われていること。
配管	配管	・ 延長、給水用具等の位置が竣工図面と整合すること。 ・ 配水管の水圧に影響を及ぼすおそれのあるポンプに直接連結されていないこと。 ・ 配管の口径、経路、構造等が適切であること。 ・ 給水栓数を確認すること。 ・ 水抜栓の操作により末端給水用具内の排水が確実になされること。 ・ 水の汚染、破壊、侵食、凍結等を防止するための適切な措置がなされていること。 ・ 逆流防止のための給水用具の設置、吐水口空間の確保等がなされていること。 ・ クロスコネクションがないこと。
	接合	・ 適切な接合が行われていること。
	管種	・ 性能基準適合品の使用を確認すること。
給水用具	給水用具	・ 性能基準適合品の使用を確認すること。
	接合	・ 適切な接合が行われていること。
	栓数	・ 給水栓数を確認すること。
受水槽	吐水口空間の測定	・ 吐水口と越流面等との位置関係の確認を行うこと。
機能検査		・ 通水した後、各給水用具からそれぞれ放流し、メーター経由の確認及び給水用具吐水量、動作状態などについて確認すること。
耐圧試験		・ 一定の水圧による耐圧試験で、漏水及び抜けなどのないことを確認すること。
水質の確認		・ 残留塩素等の確認を行うこと。

(3) 耐圧試験

耐圧試験は次の手順で行い、試験水圧は原則として 1.75MPa とする。

ア 耐圧試験の手順（メーターより下流側）

- a メーター接続用ソケット又はフランジにテストポンプを連結する。
 - b 給水栓等を閉めて、給水装置内及びテストポンプの水槽内に充水する。
 - c 充水しながら、給水栓等をわずかに開いて給水装置内の空気を抜く。
 - d 空気が完全に抜けたら、給水栓等を閉める。
 - e 加圧を行い、水圧が 1.75MPa に達したら、テストポンプのバルブを閉めて 1 分間以上その状態を保持し（基準省令第 1 条第 1 号）、水圧の低下の有無を確認する。
 - f 試験終了後は、給水栓を静かに開いて圧力を下げ、テストポンプを取り外す。
- イ 止水栓よりメーターまでの間についても、同様の手順で耐圧試験を行う。

(4) 水質の確認

水質については、次の項目の確認を行うこと。

項 目	判定基準
残留塩素（遊離）	0.1mg/ℓ以上
臭気	異常でないこと
味	〃
色	〃
濁り	〃